

○ 財務省告示第二百五十八号
平成十二年七月九日より告示する。政府短期証券（平成十一年大蔵省）の規定に基づき、平成行

件等を次二年のとおり告示する。
国庫短期証券（第百十九回）

令二年八月四日

の法律発行の名称及び根拠

四 行方法の適用
三 用振替法
二 一 条件等を次二年のとおり告示する。

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
國定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用「平成二十一年法
市る参て札發によ「下競闘を振替法」へ
場も加、「争は受けけるもとい」
特の者財同「価に日本銀行のう。」
別にご務時と行「競争て行」とし。
參よと大にい「以入行」とし。
加るに臣行「下競闘を振替法」へ
者発応がわ「限國るび価一札わする。」
・行募各れ及「の規定」
第へ度債入価格とる。その規
I 以度債入価格とる。その規
非下額市札格競い入

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 発競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債札格 札格第参市 発競I加場行争		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千二四三 円千十兆 五七二 百万千 七九四 億千百 九九六 千百十 四円九 百億 四四 十 一 万 百	円額億額 面七面 金千金 額万額 で円で 二三兆 一千兆 五百千 九四百 億百 五千八 千九 万九	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

